

議案第 1 2 号

地方公務員法第 2 2 条の 2 第 1 項第 1 号の会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

地方公務員法第 2 2 条の 2 第 1 項第 1 号の会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 7 年 2 月 2 6 日提出

岩倉市長 久 保 田 桂 朗

地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号の会計年度任用職員の給与
及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号の会計年度任用職員の給与及び
費用弁償に関する条例（令和元年岩倉市条例第 8 号）の一部を次のように
改正する。

第 6 条第 2 項中「100 分の 6」を「100 分の 8」に改める。

別表第 1 イ行政職報酬表（二）を次のように改める。

イ 行政職報酬表（二）

職務の級 号給	1 級
	報酬月額
	円
1	185,700
2	187,400
3	189,100
4	190,800
5	192,500
6	194,200
7	195,800
8	197,400
9	199,000
10	200,500
11	202,000
12	203,500
13	205,000
14	206,500
15	208,000
16	209,500
17	211,000
18	212,400
19	213,800
20	215,200
21	216,600
22	217,700
23	218,800
24	219,900
25	220,900
26	221,800
27	222,700
28	223,600
29	224,500
30	225,300
31	226,100
32	226,900
33	227,700
34	228,400
35	229,100
36	229,800
37	230,500
38	231,100
39	231,700
40	232,300
41	233,000
42	233,500
43	234,000
44	234,500
45	235,000
46	235,400
47	235,800
48	236,200

49	236, 600
50	236, 900
51	237, 200
52	237, 500
53	237, 800
54	238, 100
55	238, 400
56	238, 700
57	238, 900
58	239, 200
59	239, 500
60	239, 700
61	239, 900
62	240, 200
63	240, 500
64	240, 700
65	240, 900
66	241, 200
67	241, 500
68	241, 700
69	241, 900
70	242, 200
71	242, 500
72	242, 700
73	242, 900
74	243, 200
75	243, 500
76	243, 700
77	243, 900
78	244, 200
79	244, 500
80	244, 700
81	244, 900
82	245, 200
83	245, 400
84	245, 700
85	245, 900
86	246, 100
87	246, 400
88	246, 700
89	246, 900
90	247, 200
91	247, 500
92	247, 700
93	247, 900
94	248, 200
95	248, 500
96	248, 700
97	248, 900
98	249, 200
99	249, 500
100	249, 700
101	249, 900
102	250, 200

103	250, 500
104	250, 700
105	250, 900

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
(令和 8 年 3 月 3 1 日までの間における地域手当に相当する報酬に関する経過措置)
- 2 令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日までの間におけるこの条例による改正後の地方公務員法第 2 2 条の 2 第 1 項第 1 号の会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第 6 条第 2 項の規定の適用については、同項中「1 0 0 分の 8」とあるのは、「1 0 0 分の 7」とする。
(規則への委任)
- 3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、市長が規則で定める。